新旧対照表（千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | 千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 第１条～第８条（略）　（記録の整備）第９条（略）２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）・（２）（略）（３）第１６条第５項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）第２７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録（５）第２９条第３項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１０条・第１１条（略）（職員の配置の基準）第１２条（略）２～４（略）５　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができる。６～12（略）第１３条～第２４条（略）**（協力病院等）**第２５条　**養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。**（新設）（新設）（新設）（新設）**２**（略）以下（略） | 第１条～第８条（略）　（記録の整備）第９条（略）２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）・（２）（略）（３）第１６条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）第２７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（５）第２９条第３項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１０条・第１１条（略）（職員の配置の基準）第１２条（略）２～４　（略）５　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができる。６～12（略）第１３条～第２４条（略）**（協力医療機関等）**第２５条　**養護老人ホームは、****入所者の病状の急変等に備えるため　、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。****（１）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。****（２）当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。****（３）入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。****２　養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。****３****養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。****４　養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。****５　養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。****６**（略）以下（略） |
|  |  |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。